

令和6年度 第1回大野城市地域包括支援センター運営協議会会議録

- I. 出席者名 運営協議会委員(別添委員名簿のとおり) 15名※欠席者:近藤委員、竹下委員
多々良すこやか福祉部長
千葉すこやか長寿課長
すこやか長寿課(基幹型地域包括支援センター)職員(行武係長、田川係長、鳩山、天野)
地区地域包括支援センター管理者(南:埋金、中央:高尾、東:山崎、北:内野)
- II. 開催日時 令和6年7月23日(火) 15時20分～16時20分
- III. 開催場所 大野城市役所本館3階 災害対策本部室(旧311・312会議室)
- IV. 会議内容 大野城市地域包括支援センター運営協議会

V. 次第

1. 会議開会

1)すこやか福祉部長挨拶

2)議題(原田会長による進行)

ア)令和5年度地域包括支援センター事業報告

イ)地域包括支援センター運営方針について

ウ)令和6年度第1回感染症検討委員会

エ)大野城市地域包括支援センターの包括的支援業務の実施に関する基準を定める条例の改正について

3)その他

【質疑応答】

イ)地域包括支援センター運営方針について

○ **原田会長**

新規に追加した項目のほかに、修正したところはあるのか。

⇒事務局

各地区地域包括支援センターによる事業の実施方針(P11～14)について、人口推計と重点的な取り組みについて見直しを行っている。

○ **瀬戸副会長**

今回追加した(6)高齢者虐待の早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援については、徹底して行ってほしい。

ウ)令和6年度第1回感染症検討委員会

○ 瀬戸副会長

感染症検討委員会という名称について、感染症の何について検討するかがわからない。感染症の予防なのか、対策なのかなど、整理をして変更をお願いしたい。

⇒事務局

ご意見のとおり検討する。

○ 瀬戸副会長

2 地域包括支援センターの感染症対策(6)感染流行状況の把握とあるが、包括支援センター内で感染症が発生した時の対応というのが必要ではないか。包括支援センター内のことであれば、クラスターなどが発生した時の項目を挙げておいた方がいいと感じる。

⇒事務局

BCP 業務継続計画の中では、就業人員に応じて、業務の優先度を定める計画を立てているが、この資料では記載ができていない。

○ 瀬戸副会長

(1)感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備では、予防やまん延防止に関する事なので、感染発生時の対応というのがどこかに入っていた方がいいと感じる。

⇒事務局

検討する。

エ)大野城市地域包括支援センターの包括的支援業務の実施に関する基準を定める条例の改正について

○ 原田会長

資料では、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、常勤換算方式によることを可能とするとあるが、条例改正の理由みたいなものが述べられていない。先にこの規定を設け、必要の都度、運営協議会に常勤換算について認めてもらうようになるのか。

⇒事務局

その通りです。今回の条例改正の趣旨として、人材確保が困難な状況があるといった地区がある。極端な例では、5,000 人の地区の包括の隣に 1,000 人位の包括があるといったようなことがある。そういった例に柔軟に対応するということであり、その場合は、この運営協議会での意見を伺い、常勤換算が妥当であるかどうかという判断がなされたら適用するという流れになる。今後、このような事例がありましたら、お諮りしたいと考えている。

○ 瀬戸副会長

常勤換算方法について、本市は各地区地域包括支援センターの運営を民間に委託している。勤務時間の分母は、受託事業所ごとに違っていいものなのか。直営の場合、市の就業規則に則ることになるだろう。

⇒事務局

その点については、事務局側でまだ把握できていない。今後検討を行っていく。

○ 齊藤委員

地域包括支援センターの職員は、市の職員として業務を行っているが、実際は病院とか民間団体の人が委託を受けてやっている。個人情報の扱い方について伺いたい。今回の地区をまたぐような職員配置となった場合、地区それぞれの個人情報を扱うことになると思うが、その取扱いの運用については明確になっているのか。

⇒事務局

各地区地域包括支援センターの運営は、市が社会福祉法人に委託を行っているが、業務委託契約にあたり、個人情報の取り扱いについて明確にしており、原則として担当地区の個人情報のみ扱えるようにしている。ただし支援の状況によっては、横のつながりが必要となってくる場合がある。その際は、必要最低限の中で共有することとしている。また、業務から外れた際は、取り扱った個人情報は一切漏洩しないという取り決めとしている。

○ 齊藤委員

感染症の感染や私的な理由などで、長期に渡って欠員となった場合、どのようにカバーするのか聞いたことがある。その時は、基幹型包括が何らかの支援を行うということだったが、他地区の包括が一緒になって業務を行うようなシステムになるのか。

⇒事務局

そういった特別な事情があれば対応することはあるかと思うが、本来はそれぞれの受託者において課題を解決していくことが基本的な考え方になるので、業務の継続性とかを考慮すると、やはり常勤職員が好ましい。また、地域ごとにそれぞれ必要な職種を配置することが好ましいという考え方である。ただし、特段の事情があった場合に基準を満たさないということがないように、横のつながりなど配置の柔軟性を持たせるという、どちらかというの特例的な扱いになると考えている。

○ 瀬戸副会長

地域包括支援センター運営協議会の承認が必要となった場合、特段の事情やケースに対して判断の基準やものさしのようなものを決めておかないと私たちも困ってしまうと思う。何を以って特段として扱うのか、ある程度のガイドラインを作ってほしい。また、私たちが審議を行う場合、該当する包括などの当事者の扱いはどうなるのか。審議の間だけは退席してもらうのか。そういったルールを決めておかないといけないと感じる。

→事務局

意見を踏まえ、運用については今後検討を行っていく。